

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について
【大和中央道の変更】

次の付議案を提出する。

平成24年12月20日

奈良県都市計画審議会会長

都計第82号の1

平成24年12月17日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について
【大和中央道の変更】

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中3・3・4号大和中央道を次のように変更する。

| 種別 | 名称 | | 位置 | | 区域 | 構造 | | | | 備考 | |
|------|-------|-------|---------|----------------|---|---------|-----|------|-----------------|---|-----------------------------|
| | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | | 主な経過地 | 延長 | 構造形式 | 車線の数 | | 幅員 |
| 幹線街路 | 3・3・4 | 大和中央道 | 奈良市押熊町 | 奈良市宝来町 | 奈良市神功五丁目、六丁目、中山町、秋篠町、敷島町一丁目、二丁目、西大寺赤田町二丁目、三丁目、西大寺電王町一丁目、二丁目、西大寺新池町、若葉台三丁目、四丁目、菅野町、菅原町 | 約4,610m | 地表式 | 4車線 | 24m (24~28m) | 近鉄奈良線と立体交差 平城学園前線と立体交差 幹線道路と平面交差5箇所 | すべて奈良国際文化 観光都市建設計画道 路 |
| | 3・3・4 | 大和中央道 | 大和郡山市城町 | 大和郡山市 額田部南町 | 大和郡山市田中町、満願寺町、小林町、小林町西一丁目、二丁目、三丁目、今国府町、額田部北町、九条町、外川町、池之内町、椎木町、西町、額田部寺町 | 約5,980m | 地表式 | 4車線 | 33m (33~57m) | JR関西本線と立体交差 自動車専用道路(近畿自動車道名古屋大阪線)と立体交差 幹線道路と平面交差8箇所 | |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

都市計画道路 大和中央道の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 大和中央道（以下「当該路線」という。）は、起点を奈良市押熊町、終点を大和郡山市額田部南町とし、奈良市及び大和郡山市を南北に縦断する標準幅員24m、4車線、延長約14,300mの幹線街路である。

当初、昭和39年に大和郡山市域が「2・1・2主水山板東線」として、昭和41年に奈良市域が「1・3・7郡山押熊線」としてそれぞれ都市計画決定された。

その後、昭和48年に主水山板東線と郡山押熊線が統合され「3・3・4大和中央道」として都市計画変更され、最終平成15年に車線明記が行われている。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

当該路線は、昭和39年、大和郡山市域において、近畿自動車道名古屋大阪線の開通（昭和44年12月）が見込まれていたなか、内陸工業都市的文化都市としての大和郡山市の将来の発展を期するための道路網を形成する（都）主水山板東線（（都）は都市計画道路の略）として都市計画決定された。

昭和41年、奈良市域が、京阪神大都市から流入する住宅需要に呼応して計画される奈良市西郊地域の開発地区を系統的に連携させる道路網や、国際観光都市としての観光ルートを形成する（都）郡山押熊線として都市計画決定された。

昭和48年、（都）主水山板東線と（都）郡山押熊線が統合され、（都）大和中央道として都市計画変更された。

平成6年、県下のどの市町村からでも移動に片道2時間ぐらいかけて目的地へ行き、半日で県土を往来できるような道路網の形成を目指した「なら・半日交通圏道路網構想」（平成6年 奈良県）のなかで、大和平野地域に点在する市街地を連携し、慢性化する渋滞を解消する格子状道路網を形成する広域路線として位置づけられた。

平成21年、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、県内の既存ネットワークを有効に活用する観点から、広域幹線道路の見直しを行った。当該路線の未着手区間は現道もなく、京奈和自動車道、国道24号や並行する県道枚方大和郡山線が広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能であり、4車線の広域幹線道路としての必要性を見直す結果となった。

今般、「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成22年 奈良県）に沿って、当該路線の必要性を検証した結果、奈良市宝来四丁目～大和郡山市城町間（以下「当該区間」という。）の現行の4車線の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、当該区間の廃止を行うものである。

また、当該区間の廃止に伴い、二つの区間が設定されることにより、その計画に合わせ、必要な標準幅員の変更を行うものである。

(2) 変更の内容

（都）大和中央道について以下の変更を行う。

- ・奈良市宝来四丁目～大和郡山市城町間（L＝約3,710m）を廃止し、区間を奈良市押熊町～奈良市宝来町間（L＝約4,610m）及び大和郡山市城町～大和郡山市額田部南町間（L＝約5,980m）とする。
- ・大和郡山市城町～大和郡山市額田部南町間（L＝約5,980m）において、標準幅員を24mから33mに変更する。